

2026年3月5日

上告理由要旨

上告人

被上告人

国

上告人訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳
外 3 名

最高裁判所 御中

記

1 国籍法11条1項の効果について

同条項による日本国籍の喪失の効果は、本人の意思ではなく、法の規定によるものである。また、「志望取得」と「当然取得」の区別は、相手国の法律が国籍取得の意思表示を国籍取得の要件としているか否かの違いに過ぎない。したがって、外国国籍の取得が「志望取得」によるものか「当然取得」によるものかによって日本国籍喪失の効果に違いを生じさせることの合理的根拠には疑義がある。

2 国籍法11条1項の立法目的について

(1) 「国籍変更の自由の保障」は、相手国が原国籍の離脱を国籍取得の要件としているときに有効に機能する一方、本件のように相手国が原国籍の離脱を要件としない場合には、日本国籍を喪失させることは、不必要かつ過剰な効果である。

(2) 「複数国籍の発生防止」についてみると、

ア 「国内管轄の原則」の下で複数国籍の発生は必然的な帰結であり、複数国籍の防止解消は各国の国内立法政策に委ねられるが、完全な実現は不可能である。「国籍唯一の原則」とはこの国内政策の呼称であり、我が国について言えば国籍の得喪の要件を定める国籍法の規定の内容が、我が国の「国籍唯一の原則」の具体的内容の全てである。

イ 複数国籍による弊害は、現実的具体的なものではなく、これまでその弊害が現実
に問題となったことはない。

ウ これらの事情を踏まえ、1984年改正後の現行国籍法は、複数国籍の発生を広

く認めた上で本人の選択による事後的な解消を図るという立法政策に立脚している。その中で外国国籍を志望取得した者に限り国籍選択の機会を与えずに日本国籍を喪失させることの合理的必要性があるのか、疑義がある。

3 日本国籍の重要性

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。また国籍は人のアイデンティティの基盤となり、そのことがまた国家社会の統合の基礎となる。「国内管轄の原則」により、複数国籍の防止解消は自国の国籍を取得させず、あるいは喪失させるという方法でしか実現し得ず、必然的に当事者に大きな不利益（特に喪失の場合）を与える。

4 憲法14条1項違反

- (1) 憲法14条1項は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止するものである。ある法律の規定が憲法14条1項に適合するか否かは、そのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠が認められるか否か、及びその具体的な区別と立法目的との間に合理的関連性が認められるか否か、によって判断される。
- (2) ①外国国籍を当然取得した複数国籍者、②生来的複数国籍者、及び③日本国籍を志望取得した複数国籍者は、いったん複数国籍となった後で本人の意思で国籍選択をする機会が保障される（国籍法14条）が、外国国籍を志望取得した日本国民は国籍法11条1項によって日本国籍を喪失し、国籍選択の機会を与えられない。このように国籍法11条1項は国籍選択の機会について法的区別を生じさせている。
- (3) 国籍法11条1項はそもそも外国国籍の志望取得者と上記①乃至③との間に国籍選択の機会の有無について法的区別を生じさせることを立法目的とするものではない。したがって、法的区別をすることの理由自体が存在しない。
- (4) そのことを措いても、「本人の選択による複数国籍の事後的解消」を立法政策とする国籍法の中で、外国国籍の志望取得者に限って国籍選択の機会を奪ってでも複数国籍の発生を防止すべき必要性はないから、複数国籍防止解消の手段として過剰であり、複数国籍の防止解消という立法政策との間に合理的関連性は認められない。

- (5) 国籍法 11 条 1 項の内容を知らなければ、外国国籍を取得したら日本国籍を喪失することを認識できず、「外国国籍か、日本国籍か」を選択しなければならないことを認識できない。したがって「外国国籍の志望取得者は事前に選択の機会があった」との原判決の判示は誤りである。
- (6) 国籍法は期限内に選択義務を履行しない者の日本国籍を直ちに喪失させる（1984 年法改正時の中間試案はこのような内容であった）ことをせず、法務大臣による催告手続を経る（国籍法 15 条）ことによって、本人に国籍選択の必要性を認識させ、具体的現実的な国籍選択の機会を保障している。このことと対比するならば、「外国国籍を志望取得したら日本国籍を喪失することが法律に明記されている」ことを理由に国籍選択の機会があった、とする原判決の理解が、国籍法の国籍選択制度と同等の国籍選択の機会の保障となっていないことは明らかである。
- (7) 上記③について、外国国籍の離脱を日本国籍取得の要件とする（例えば国籍法 5 条 1 項 5 号）ことによって複数国籍の発生を防止できるのに、この類型については係る対策を採らず、他方で外国国籍の志望取得者には国籍選択の機会を与えずに日本国籍を喪失させることは不合理であり、日本国籍喪失という不利益の大きさを考えれば、この不均衡は重大である。
- (8) 以上より、国籍法 11 条 1 項は憲法 14 条 1 項に違反する。

5 憲法 22 条 2 項違反

憲法 22 条 2 項は「自己の意思に反し日本国籍を奪われない権利」ないし「日本国籍を保持する自由」を保障する。日本国籍を離脱するかしないかは一つの意味決定の表裏であり、分離して一方のみ保障するとすることはできない。国籍離脱の自由が認められるのに日本国に留まる権利が保障されないと考えるのは著しく不均衡である。同条により日本国に留まる権利が保障されると解することは、同じ条文に規定される「海外移住の自由」の保障の解釈とも整合的である。学説上もこれを肯定する見解が支配的である。

国籍法 11 条 1 項は憲法 22 条 2 項による上記権利ないし自由の保障を侵害するものであり、憲法 22 条 2 項に違反する。

6 憲法 10 条違反

憲法10条による国籍立法に関する立法裁量を逸脱濫用したときは憲法10条違反となる。憲法10条適合性は立法目的及びその達成手段の合理性の有無によって判断すべきである。

国籍法が「本人の選択による複数国籍の事後的解消」という立法政策を採る中で、外国国籍の志望取得者に限って国籍選択の機会を奪ってまで複数国籍の発生を阻止しなければならない合理的理由は見いだせず、その立法目的及び達成手段のいずれについても合理性がない。したがって国籍法11条1項は憲法10条に違反する。

7 憲法10条、11条、13条、22条2項、31条及び98条2項違反

憲法制定者の合理的意思を考えると、個人にとって重大な不利益となる日本国籍の喪失を甘受する意思があったと見ることはできない。日本国籍を専断的に奪われない権利ないし日本国籍を保持する権利は、憲法10条、11条、13条、22条2項、31条及び98条2項により重疊的に保障されているものと解すべきである。

係る権利が制限されるのは、やむにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合に限られる。しかるに国籍法11条1項については係る利益の存在は認められず、したがって国籍法11条1項は上記憲法の各規定に違反し、無効である。

8 憲法11条、13条及び31条違反

子どもの権利条約が規定する子どもの権利利益の保護は、憲法11条、13条及び31条に基づく要請でもある。上告人についてその利益を保護するためには、国籍法11条1項を限定的に解釈して上告人への適用を排除すべきである。原判決は係る解釈適用を怠っており、憲法11条、13条及び31条に違反する。

9 結論

以上の通り、原判決には国籍法11条1項の憲法適合性の判断において憲法の上記各規定の解釈の誤りがあるから、これを取り消し、上告人が日本国籍を有することを確認するべきである。

以 上